

指定短期入所生活介護

指定介護予防短期入所生活介護サービス

ショートステイゆうゆう

重 要 事 項 説 明 書

令和 6年 12月 1日 制定

社会福祉法人 本荘久寿会

重要事項説明書

(指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービス)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省第37号第125条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者名称	ショートステイゆうゆう
主たる事業所の所在地	秋田県由利本荘市一番堰142番地1
事業所番号	0570513978
管理者	野田 克己
事業開始年月日	平成18年 3月 1日
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 佐藤 大
電話番号	0184-28-1005

2. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	秋田県知事の事業所指定		利用定員
	指定年月日	事業所番号	
地域密着型特別養護老人ホーム	令和6年12月1日	0590500427	29人
通所介護	H18年3月1日	0570513960	25人

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護認定の結果「要介護」及び「要支援」と認定された方を対象として、常に適切な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。
施設運営の方針	「要介護」及び「要支援」状態にある高齢者に対して、可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体、精神的負担の軽減を図る。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供にあたりるとともに、明るく家庭的な雰囲気と地域・家庭との結びつきを重視した運営を行なう。 市町村をはじめ、保健・医療または福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

4. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	4557.13㎡	
建物	構造	鉄骨造2階建
	延べ床面積	574.44㎡
	利用定員	20名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積
多床室(4人部屋)	5室	48.54㎡ ※1人あたり12.135㎡

(3) その他主な設備

設備の種類	数	面積
食堂（機能訓練室）	1室	108.30㎡
浴室	1室	56.52㎡
医務・静養室	1室	21.34㎡

5. 職員体制（主たる職員）

職種	常勤職員	非常勤職員	資格等	備考
管理者	1名		作業療法士	
生活相談員	1名以上（兼務）		社会福祉主事任用資格	
介護職員	16名以上		介護福祉士	
看護職員	3名以上		看護師、准看護師	
機能訓練指導員	1名（兼務）		准看護師	
介護支援専門員	1名（兼務）		介護支援専門員	
医師		1名	医師免許	嘱託医
栄養士	1名		栄養士	

6. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
介護職員	早番（7：00～16：00） 日勤（8：30～17：30） 遅番（10：00～19：00） 夜勤（17：00～9：00）
看護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務 ・夜間については、交替で自宅待機し緊急時に備えます。
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
医師	週1回（木曜日17：10～18：10）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務

7. 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約方法	ご利用の予約、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けております。

8. 利用料 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）

8-①1日あたりの利用料 ※1割負担分

- 要介護1・・・603円/日 ○要介護2・・・672円/日
○要介護3・・・745円/日 ○要介護4・・・815円/日
○要介護5・・・884円/日

【加算】 注）※は対象の方のみいただきます

- ・看護体制加算（Ⅰ）・・・4円/日
- ・看護体制加算（Ⅱ）・・・8円/日
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・22円/日
- ・送迎加算（片道）※・・・184円/片道
- ・夜勤職員配置加算Ⅰ・・・13円/日

- ・緊急短期入所受入加算 ※ 90 円/日
- ・介護職員等処遇改善加算 (I) 1 月につき 所定単位×14%

◇介護予防短期入所生活介護

- 要支援 1 451 円/日
- 要支援 2 561 円/日

【加算】 注) ※は対象の方のみいただきます

- ・サービス提供体制強化加算(I) 22 円/日
- ・送迎加算 (片道) ※ 184 円/片道
- ・介護職員等処遇改善加算 (I) 1 月につき 所定単位×14%

8-②1 日あたりの利用料 ※2 割負担分

- 要介護 1 1,206 円/日
- 要介護 2 1,344 円/日
- 要介護 3 1,490 円/日
- 要介護 4 1,630 円/日
- 要介護 5 1,768 円/日

【加算】 注) ※は対象の方のみいただきます

- ・看護体制加算 (I) 8 円/日
- ・看護体制加算 (II) 16 円/日
- ・サービス提供体制強化加算 (I) 44 円/日
- ・送迎加算 (片道) ※ 368 円/片道
- ・夜勤職員配置加算 I 26 円/日
- ・緊急短期入所受入加算 ※ 180 円/日
- ・介護職員等処遇改善加算 (I) 1 月につき 所定単位×14%

◇介護予防短期入所生活介護

- 要支援 1 902 円/日
- 要支援 2 1,122 円/日

【加算】 注) ※は対象の方のみいただきます

- ・サービス提供体制強化加算(I) 44 円/日
- ・送迎加算 (片道) ※ 368 円/片道
- ・介護職員等処遇改善加算 (I) 1 月につき 所定単位×14%

8-③1 日あたりの利用料 ※3 割負担分

- 要介護 1 1,809 円/日
- 要介護 2 2,016 円/日
- 要介護 3 2,235 円/日
- 要介護 4 2,445 円/日
- 要介護 5 2,652 円/日

【加算】 注) ※は対象の方のみいただきます

- ・看護体制加算 (I) 12 円/日
- ・看護体制加算 (II) 24 円/日
- ・サービス提供体制強化加算 (I) 66 円/日
- ・送迎加算 (片道) ※ 552 円/片道
- ・夜勤職員配置加算 I 39 円/日
- ・緊急短期入所受入加算 ※ 270 円/日
- ・介護職員等処遇改善加算 (I) 1 月につき 所定単位×14%

◇介護予防短期入所生活介護

○要支援1・・・1,353円/日

○要支援2・・・1,683円/日

【加算】 注) ※は対象の方のみいただきます

- ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・・・66円/日
- ・送迎加算(片道) ※・・・552円/片道
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・1月につき 所定単位×14%

◇滞在費

対象者		区分	個室 (従来型個室)	4人部屋 (多床室)
生活保護受給者		利用者負担 第1段階	380円/日	0円/日
世帯 全員 が市 町村 民税 非課 税者	老齢基礎年金受給者	利用者負担 第2段階	480円/日	430円/日
	課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	利用者負担 第3段階① 第3段階②	880円/日	430円/日
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円超 120万円以下の方など) →① (課税年金収入が120万円超 の方など) →②			
上記以外の方		利用者負担 第4段階	1,231円/日	915円/日

◇食費

	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	利用者負担 第4段階
国が定める平均 的な基準費用額	【朝食 430円】 + 【昼食 535円】 + 【夕食 480円】 = 1,445円/日				
補足給付	基準費用額と利用者負担金の差額が補足給付と 介護保険から給付されます。				
利用者負担金	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	1,445円/日

【欠食の場合】利用者負担金が基準費用額を上回った場合減額されます。

- ・第1・2段階：利用者負担金は変わりません。
- ・第3段階①②：利用者負担金が基準費用額を上回った場合減額されます。
- ・第4段階：欠食の数が減額されます。

◇その他の利用料金(全額自己負担)

- ・預り金管理手数料・・・30円/日
- ・居室テレビ・・・50円/日(レンタル・電気代)
- ・電気毛布(持ち込みのみ)・・・20円/日(電気代)
- ・日用品費・・・実費(入所者希望によるもの)
- ・私物のクリーニング代・・・実費
- ・教養娯楽費・・・実費
- ・理美容代・・・実費

9. 施設サービスの概要

契約書別紙「サービス内容説明書」記載のとおり

10. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口 当施設	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前8時30分～午後5時30分 電話 0184-28-1005 面接 場所：家族相談室 管理者 生活相談員
○苦情解決責任者 ○苦情受付窓口（担当者）		
秋田県福祉サービス 相談支援センター	ご利用方法	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階 電話：018-864-2726
秋田県国民健康保険 団体連合会	ご利用方法	秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館4階 電話：018-883-1550
健康福祉部 長寿いきがい課	ご利用方法	由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所1階 電話：0184-24-6323
本荘由利広域市町村圏組合	ご利用方法	由利本荘市尾崎17番地 本荘由利広域行政センター内 電話：0184-24-3347
第三者委員		
○塚本 祐文 由利本荘市本荘93 菊長ビル2階 塚本法律事務所 電話：0184-22-3321		○高橋 金一 由利本荘市西目町海士剝字北沢3 電話：0184-33-2494
○猪股 健一 由利本荘市館字石沢館24 電話：0184-29-2232		○高橋 美貴子 由利本荘市大鋸町79-7 090-7932-0260
		○齋藤 久子 由利本荘市二番堰5-3 電話：0184-24-3464

○電子メールでも受け付けております

- ・法人ホームページお問い合わせ先メールアドレス
<https://honjo-kyujyukai.net/pages/3/>
- ・特別養護老人ホームゆうゆう 代表メールアドレス
c.s.yuyu@kaigo-himawari.com

1 1. 協力医療機関

医療機関の名称	本荘第一病院
所在地	由利本荘市岩渕下 110
電話番号	0 1 8 4 - 2 0 - 0 1 1 1
入院設備	有り
救急指定の有無	有り
契約の概要	当事業所の協力医療機関として指定
医療機関の名称	工藤歯科医院
所在地	由利本荘市裏尾崎町 1 0 - 2
電話番号	0 1 8 4 - 2 2 - 4 5 1 5
入院設備	無し
救急指定の有無	無し
契約の概要	当事業所の協力医療機関として指定

1 2. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面会	面会可能時間、留意事項を確認いただき、事前予約をお願いします。
外出（受診等）	外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法にしたがってご使用下さい。これに反したご使用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	施設内は喫煙、飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等により他利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他利用者の居室等に立ち入らないようお願いします。
宗教・政治活動	施設内で他の他利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットや植物等の持ち込みはお断りします。
居室変更	施設運営上必要と判断された場合は居室変更をお願いする事があります。
ハラスメント行為	利用者または家族等が他の利用者及び職員に対し、一般的にハラスメントとみなされる言動（身体的、精神的、セクシャルハラスメント）はご遠慮下さい。その状態が改善されない場合は契約を終了する場合があります。

1 3. 介護保険負担限度額認定申請

所得の低い方には、以下の手続きにより介護保険負担限度額認定の申請が必要となります。

- ①被保険者が保険者へ「負担限度額認定」の申請が必要
- ②保険者が申請を受理し、利用者負担第1段階～第3段階に属する被保険者について「負担限度額認定書」が交付されます。
- ③保険者から国保連に受給者情報（負担限度額認定状況）が提出されます。
- ④「認定書」を交付された被保険者は、事業者に対し「認定書」を提示しサービスを受けます。
- ⑤事業者は「認定書」を確認し、負担限度額の範囲において、利用者が負担すべき費用の支払いを受けます。

1 4. 社会福祉法人等による利用者負担減額制度

運営規定第16条（社会福祉法人等による利用者負担減額制度）の定めにより同制度の適正運用を図るものとする。

【軽減の対象者】 運営規定別紙2による。

【申請手続き】 軽減を受けようとする利用者は、保険者に対し軽減対象確認申請を行い、軽減の対象者と決定された場合、保険者から「確認証」が交付される。

【軽減の程度】 利用者負担の1/4（老人福祉年金を受給している者は1/2）を原則とし、全額の免除は行なわない。ただし、1/4を軽減してもなお生活に困窮する場合等、個々の事情を勘案し保険者から特に認められる場合はこの限りではない。

15. 個人情報保護

従業員は、その業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報について、法人が別途定める個人情報保護に関する諸規定に基づき取り扱うものとする。

16. プライバシーに配慮した入浴・排泄介助について

- ①職員は入浴および排泄の目的を十分に理解し、利用者に負担がかからないよう配慮した介助を行います。
- ②入浴・排泄介助について同性介助の意向が確認された利用者については、職員間で周知徹底し、できる限り意向に沿った介助を行います。
- ③同性による処遇が人員体制上困難な場合は、利用者に対し十分な説明を行い了承していただくこととします。

17. 虐待防止

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要時には市町村に通報するものとします。
(運営規定 第35条に定める)

18. 感染症予防対策

感染症対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議・検討し、感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

19. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

20. 身元保証人及び連帯保証人について

当契約において身元保証人及び連帯保証人を定める事とします。(契約書 第28条・第29条に定める)

当事業所は、居宅介護サービスの提供開始にあたり、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

主たる事務所所在地 秋田県由利本荘市一番堰142番地1

名称 ショートステイゆうゆう 印

説明者 職種 生活相談員

氏名 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受け、身元保証人及び連帯保証人としての責任についても同意し、受領しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

身元保証人 住所
及び連帯保証人

氏名 印